

提出する日を記入してください

無線局免許承継申請書（届出書）

令和 年 月 日

四国総合通信局長 殿

証明書1通あたり、480円分の収入印紙を貼付してください。
 国の収入印紙を重ならないように貼付してください
 ※印紙税納付計器での納付はできません

収入印紙貼付欄
 （割印不要）

電波法第20条第2項、第4項（分割に係る部分に限る。）若しくは第5項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の3に関する手続）

また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

合併・分割による承継後の法人が申請者となります。

1 申請（届出）者

住 所	都道府県－市区町村 〒（790－8795） 愛媛県松山市味酒町2－14－4
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ シコクソウゴウツウシンカブシキカイシャ ダイヒョウトリシマリヤク ソウムタロウ 四国総合通信株式会社 代表取締役 総務太郎
法人番号	※法人のみ法人番号を記入

記

登記されている本社（本店）住所を記入してください。工場・支店等では受付不可。
 市町村コードは住所を記入していれば不要です

2 承継に係る無線局

現在受けている免許状の記載内容について記入

① 識別信号	100000001 ～ 100000005
② 種別	簡易無線局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	四K第 号 ～ 四K第 号
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	四国電波株式会社
⑤ 免許の有効期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	☒ 該当 ☐ 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)	☐ 有 ☒ 無

「無」にチェックしてください

4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

1. 四国総合通信株式会社

合併・分割による承継後の法人名

〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4

代表取締役 総務 太郎

2. 四国電波株式会社

承継前の現免許人

〒790-0814 愛媛県松山市味酒町〇-〇

代表取締役 四国 一郎

② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

③ 合併又は分割の理由

経営上の判断による。

④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

新法人で引き続き無線局を運用するため。

5 添付書類

全てにチェックし、該当する書類を添付してください。

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

☒ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

☒ 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類

☒ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

6 申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ムセンツウシンブ ムセンツウシカ デンパ タロウ 無線通信部 無線通信課 電波 太郎
電話番号	089-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先を記入してください。
※日中に連絡が可能な連絡先を記入してください。